

第9回 E B P Mアドバイザーボード 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2023年4月17日（月）9:45～12:20
2. 場 所：オンライン開催
3. 出席委員等

主査	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
同	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	赤井 厚雄	株式会社ナウキャスト取締役会長
同	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
同	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	西内 啓	株式会社データビークル取締役副社長
オブザーバー	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
同	中空 麻奈	BNPパリパ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部副会長
同	松田 晋哉	産業医科大学医学部教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
同	土居 文朗	慶應義塾大学経済学部教授
	村山 裕三	同志社大学名誉教授
	尾上 定正	アジア・パシフィック・ イニシアティブシニアフェロー
	佐橋 亮	東京大学東洋文化研究所准教授
	大類 雄司	株式会社格付投資情報センター執行役員 ESG評価本部・ESG評価研究所・ ストラクチャードファイナンス本部担当
	小西 祥文	慶應義塾大学経済学部教授
	柴田 悠	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	深井 太洋	筑波大学人社会系助教

(概要)

<防衛・GX・こどもに関するヒアリング>

○尾上シニアフェロー 防衛省から説明のあった改革工程表のKPIの決め方に関して、基本的な考え方はそれでよろしいかと思う。説明があった防衛3文書でかなり具体的に防衛生産・技術基盤の強化に関するポイントが示されているので、この計画にのっとりしてし

っかりと進めていくことが大事である。

また、防衛省から現在提出されている法律案にも具体的にいろいろな取組が書かれているので、それをしっかりと進めていくことが基本になろう。防衛力の抜本的強化に資する施策を進めていくには、防衛生産・技術基盤が鍵になる。基本的には自衛隊の運用を支援するため、部隊の主要装備品の稼働率、武器、弾薬、ミサイル、航空機のスペアパーツなどの部品の備蓄やストックレベルを改善し、現在非常に脆弱になっている自衛隊の後方支援に関する能力を高めていくことが重要なので、例えば部隊の装備品の稼働率や部品の適正な備蓄レベルといったものを、K P Iを設定する際に参考にすればいいかと思う。

次に、防衛力整備計画には具体的な装備品の取得や研究開発の計画などが書かれているので、防衛力整備計画に明記された新規装備開発、あるいは装備品の取得などの達成状況をしっかりと把握をしていくことが重要である。

また、2つ目に指摘されている海外移転も、これから防衛装備品等の海外移転に関する三原則の見直しが行われるが、実際、具体的にどれだけ海外移転件数が増加していくのかは重要な指標になろう。

そして、技術開発、研究開発を着実に推進するために様々な取組があるが、新規参入の企業、あるいはデュアルユーステクノロジーを持っている大学や企業での新たな防衛用途への適用の具体的な件数が、どの程度増えていくのかも重要かと思う。

さらに、防衛省では、既にアジャイル調達、アジャイル研究開発で、取組開始から具体的な装備化に至る時間を可能な限り短縮する取組を、調達制度の見直しといったことも含めて行っているので、この時間の短縮が具体的にどれほど進んだのかも、研究開発事業を着実に推進する上で重要な指標になる。

いずれにしても、今回の防衛生産・技術基盤の強化というのは、非常に幅広い様々な取組がなされており、工程管理が非常に重要になるので、K P Iの選定を今述べたような視点も含めて進めてもらいたいと思う。

○佐橋准教授 政策の説明は非常にクリアだった。すなわちリスクが高まっている、コストが高まっていることに対して、防衛産業を構築する施策として利益の厚みを増すことと、国の責任をより明確にするという方針がかなり明確に示されたので、非常に分かりやすい政策の説明であったと思う。その上で、幾つか申し上げたいと思う。

1点目が、生産・技術基盤の確保に関して、先ほど尾上シニアフェローより指摘があったような指標を持つことも大事だと思うが、やはり3文書の中で継戦能力が非常に重要な考え方として出されているので、継戦能力の構築に関してどのような評価軸をもてばいいのかというのが一つあると思う。

2点目、プレゼンテーション中にもあった撤退企業を含めた大きな防衛産業政策全体の将来像を描くことについて、撤退企業数の増減は企業によって大きさが様々で、数だけで示せるものではないが、今後の防衛産業の裾野を確保する点から考えても、今回これだけ

大きなお金が投じられていく中、利益率を確保することや国の支援を確実にしていくことで、どれだけ撤退を食い止めることができるのかは非常に重要な視点だろう。今回非常に重要だと思っているのは、サプライチェーンと産業保全の部分であり、具体的な取組がどれほどできるのか。特にサプライチェーンに関しては、ここでは産業保全に比べると大分抽象的な書き方になっているが、現在のG7でもいろいろ議論されており、防衛産業に絡めてサプライチェーンの見直しをすることで、流行り言葉で言えば、どのようにデリスキング（脱リスク）を進めていけるのかを何かしら指標をつくることで、明確にしていけるといい。

その上で、防衛技術基盤について、全体としては額も増えてアジャイル型を進めるのは非常にいいと思うが、資料1-2の16、17ページにある、新たな研究機関の創設と民生技術の発掘・育成・取込の強化について、組織をつくることはいいのだが、どれほど大きなものになるのか姿が全く見えてこないし、日本は民間ないしは学会のこうした技術協力に対する抵抗意識や忌避意識があるので、その辺りについてどのような取組ができるのかを考える必要があると思う。他方で、資料1-2の17ページにある金額が、安全保障技術研究推進制度も、先進技術の橋渡し研究もあまり増えておらず、新技術の開発や獲得に要する金額は非常に大きく膨らむ可能性があり、この数字は保守的な数字にもみえる。

3点目だが、4月5日に新しいOSAの方針が発表されているが、やはり完成品の件数が今まで1件しかない。フィリピンへの警戒管制レーダーの移転が1件しかない中で、今後どのように増やしていけるのか、そしてそれがどのように日本の防衛の技術基盤や生産基盤の獲得に繋げていけるのかをもう少し絵姿を描けるといいのではないかと思う。本日の資料の中には、国際共同技術研究について入っていなかったが、そのような話も今後は似たような文脈で絡んでくるのかと思う。

○村山名誉教授 まず1つ目のサプライチェーン・サイバーセキュリティについて、これは比較的指標はつくりやすいと思う。二次下請、三次下請、四次下請、どこまで行くかはわからないが、どの程度のデータが集まったかは分かるので、指標はつくりやすいと思う。その一方で、今回の法案では、強制力がない努力目標となっているので、私が懸念するのは、問題のないところからは多くのデータが出てくると思うが、強制力がないと問題のあるところは出てこないのではないか。これをどのようにデータ化していくかが、一つのポイントになるかと思う。

2つ目の装備移転だが、完成品の指標はつくりやすいと思う。どの程度交渉したか、どの程度成立したかは把握できると思うが、実は日本が強いのは部品レベル、サブシステムのレベル。ここでの輸出をどう把握するかが難しいので、ここは知恵を絞っていただいて、部品レベル、サブシステムの指標もつくっていただければと思う。

一番難しいのは恐らく研究開発だと思う。これをどのようにして指標化していくかは、相当知恵を絞らないとできないと思う。一つの考え方として、アメリカが以前行っていた

方法で、マイルストーンを設定し、そこで進捗状況をチェックしていくやり方がある。遅れがどの程度あるか、性能基準を満たしているか、コスト管理ができているか、それらがある程度の期間で評価していくことが必要になってくると思う。

また、話が出ていたスタンド・オフ・ミサイルの射程距離を伸ばすことだが、これは今までとは違う開発形態である。つまり、多種類のミサイルの射程を同時に伸ばし、メーカーも幾つか入ってくる。今までの一社がやっていたのとは違い、これは我々が言うところの並行開発である。これは実は新しい世界であり、この並行開発をどう管理していくかをしっかりと考えなければならない。そのため、先ほど申したように、うまくやっているところとそうでないところが出てくると思うが、その際に、どのように技術を絞り込んでいいものを伸ばしていくかという視点も必要であるので、この辺りも知恵を絞っているいろいろ考えていただきたい。

○赤井委員 経済・財政一体改革推進委員会としては、予算を含めて様々な政策資源が適正に投入され、それが所期の効果を得ることができたかを評価するのが、E B P Mの要諦である。今回の防衛費増額で非常に大きな予算になり、E B P Mの枠組みの中での評価が他の従来型の政策分野と同様にバランスを取る上でも重要であるとして、この議論が始まっているという全体の大枠がある中で、資料1-2の1ページの①、②、③はこれでもいいと思うが、この3つが選ばれた理由は何か。その3つの分野が、今回増額される予算の一体何割ぐらいを占めるのか。もしそこから大きく漏れている予算があるとすれば、それが改革工程表の中に含まれていない理由はなにか。いわば見やすいところ、扱いやすいところからという理由があるのかもしれないが、そこをお伺いしたい。それを踏まえて、個別の分野に入ってくるのかと思う。

また、それについて付言すると、資料1-2の4ページに3つの段階の体系がある。今回の内容は、一番下の防衛力整備計画に関する基盤整備に関連するものであると思うが、今回防衛費を増額することの前提として、よって立つ議論に一番上の国家安全保障戦略の内容が相当含まれているとすると、K P Iの第1階層、第2階層の配置の仕方として、第2階層は国家安全保障政策にかなり結びつくものがあり、下位の第1階層のK P Iにその下が入ってくる。これが私の理解だが、防衛省、あるいは防衛装備庁として、どのような整理をしているのかを伺いたい。

○土居委員 私も、これまでの取組と違う今回の防衛力整備計画の下での取組は、説明があったような形で、しっかりと検証を進めながら実施していただきたい。その上で、海保なども含めてではあるが、我が国の防衛費を2027年度に対G D P比で2%にするという算段から、中期防を合わせ、今回の防衛力整備計画で43兆円という規模の金額の目安が一つありながら、それでいて調達効率化など先ほど説明のあった目標を成し遂げていくことと両立を図っていかなければならない。そうした視点でE B P Mをどのようにこの分野で

定着させていくかが重要だと思う。つまり、より費用を節約すれば他の防衛装備品が調達できるといった費用効率性の観点でE B P Mを捉える。さらに、他の分野でも試されているようなE B P Mの効果が結構パワフルなものもあり、あまり費用を削りすぎると今度は対G D P比2%という防衛費の数値の目安があるので、費用を削った分どこでそのお金を投じるのか、そのようなバランスの問題が次に出てくる。確かに、サプライチェーンや防衛産業の維持・強化の部分は大事であるが、かといってお金を節約し過ぎると、多少漫然とお金を投じていても、それは対G D P比2%を約束されているのだから、成し遂げるためにはある程度費用を投じてでも仕方ないという姿勢となり、せっかくE B P Mをこれから進めようとしているところで若干緊張感がなくなってしまう。杞憂であってほしいが、心配なところがあるため、費用効率性は費用効率性として大切にしながらも、正当な利潤を防衛装備品の製造企業に与えるという公正性を両立していただくことが大事と思う。

そういう意味で言うと、利潤をある程度確保するという観点では、私も属している財政制度等審議会でも累次にわたり議論をして指摘をしているが、防衛省ないしは防衛装備庁から、契約後に度重なる仕様の変更をメーカーに求めていることがこれまであって、メーカー側に強いている過度な負担をいかにうまく改めるかも大事な視点になると思う。

○星主査 こども政策について、既にE B P Mに関するミーティングを専門家を招いて実施しているのは、非常に良い取組だと思う。そうした議論からK P Iが適切に設定されて、最終的に改革工程表に、今年度中に反映されていけばいいと思う。防衛も同じで、これからE B P Mに関する取組を進めると思うが、今日は防衛力整備計画が国家防衛戦略と国家安全保障戦略と3つ一体になり、これからの防衛戦略、安全保障戦略を形づくっているという説明で、非常に分かりやすかったと思う。

その上で、今回E B P Mで特に強調するところは、防衛力整備計画をいかに措置していくかということところかも知れないが、先ほど尾上シニアフェロー、佐橋准教授、村山名誉教授からの指摘を含めて、K P Iをどのように設定していくかということところも、重要なので、しっかり進めていただきたい。

さらに、防衛力整備計画で分かったことが、上位の国家防衛戦略や国家安全保障戦略を考えていく上でどのようなフィードバックがあるか、赤井委員のコメントの一部はそこに関係していたと思うが、そうした視点も重要になってくると思う。

最後にG Xについて、現状ではアウトカムになるような指標がK P Iで少なく、これらつくっていく段階かと思うので、しっかりと改革工程表をつくっていただきたい。

○鈴木委員 経済・財政一体改革の枠組みに、防衛関係も入ったのは大変ありがたい話。この委員会は、防衛政策や安全保障戦略そのものというよりは、歳出改革を担う委員会という立ち位置にあると理解している。今後、K P Iを設定していただき、P D C Aを構築していただくに当たって、現状について若干質問をする。今日の説明によって内容的な理

解が深まり、異論はないが、これまでも防衛予算に関しては、防衛調達の見点から、必要な予算確保を前提とした上で、単価の低減や高コスト構造是正のための調達契約の改善、あるいは先進技術の導入といったことをこの委員会で議論をしてきている。その経緯を踏まえると、現状、例えばライフサイクルを通じたプロジェクト管理の対象になっている装備品の数や範囲、防衛装備・技術移転協定に基づいた細目取極の件数、コスト削減を引き出すようないわゆるインセンティブ契約などの現状がどうなっているのか、今後KPIを設定していただく前提として、もう少し防衛装備庁から聞かせていただきたい。

○防衛省（大臣官房会計課） 43兆円全体に対して、なぜ防衛生産・技術基盤に特化をしているのかであるが、過去の経緯として、骨太の方針2022において装備品の取得に関して国内生産、防衛生産・技術基盤の維持・強化をする見点を一層重視とされた。また、昨年の第10回経済財政諮問会議でも重点分野への投資の促進先とされた。こうした記載を踏まえ、防衛大臣から初めて第13回経済財政諮問会議の「防衛と我が国経済」の議題で、経済成長の見点からその重要性について発表したところ。このような経緯から、防衛省としては、防衛生産・技術基盤の維持・強化について、改革工程表にて進捗を点検していきたいと考えている。

なお、43兆円全体については、国家安全保障戦略、防衛戦略、また、整備計画にある各種施策について、これを全て取り組むのはなかなか難しいと思っている。対外公表不可の情報も多くあり、また43兆円の中身については当然装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練、施設整備、光熱水料等の営舎費、技術研究開発、基地対策経費など、そうしたものが諸々入っており、それらの目標達成の度合いを定量的に導出するのは困難と思っている。

他方で、43兆円の大多数を占めるいわゆる装備品の調達については、まさにここで取り組む防衛生産・技術基盤の維持・強化が、その前提として不可欠と理解をしている。したがって、この部分についてしっかりと定量的に評価をし、改革工程表で進捗管理をしていきたいというのが防衛省の考え方である。

○星主査 今ここでカバーされているのは、43兆円のうち大体何兆円ぐらいになるのか。

○防衛装備庁（装備政策課） 防衛生産・技術基盤について、資料1-2の1ページに掲げている①、②、③に直接的に関係する経費としては4兆円から5兆円であると思う。ただ、装備品の取得ということであれば、大半が装備品の取得なので、真正面としては4兆円から5兆円だと思っていただければと思う。

○赤井委員 今の説明をいただいて、この場で分かりかねる部分があったが、後で構わないので、できるだけ正確な数字を示していただければと思う。

○防衛装備庁（装備政策課） そのほかの質問について、土居委員からいただいた仕様の変更をメーカーに求めているといった点等だが、これはまさに改める必要があると認識しており、通達を省内に出している。まさに後出しジャンケンのように、例えば価格の変更をメーカーに求めながら、仕様を変えていない、そうしたものが利益の低くなる一つの要因である。このため、価格の変更を求める場合には、その求めたものにしっかり対応するような契約変更等をすべしといった内容の通達を出しており、省内で徹底していきたいと考えている。

次に、鈴木委員から質問いただいたライフサイクルの管理について、件数が手元にないが、ライフサイクルでコストを把握するもの、その重点装備品はしっかりと省内で審議をしており、その結果を毎年公表している。おおむね計画内の値にとどまっていると思うが、一部では計画よりも例えば15%とか25%とか一定の閾値があり、それを超えているものについては計画の見直しを検討し、その結果等も公表をしているところ。

○防衛装備庁（技術戦略課） 佐橋准教授から、資料1-2の資料16、17ページについて質問をいただいた。まず新たな研究機関について、防衛力整備計画等において、令和6年度以降にこれを創設する方向で検討を進めている。したがって、この組織がどのような大きさ、あるいは在り方になるのかは、まさに今、省内で検討・議論しているところであり、今の段階で答えられないが、とても大きい組織になるようではない。あくまでも防衛装備庁の一組織なので、その中でどのようなものにすれば一番よいかを議論している。

次に、アカデミアの抵抗感の指摘については、我々も、いかにアカデミアあるいは研究者の方を巻き込んで最先端技術を活用していくか、ここに大きな課題があると思っている。その一方で、資料1-2の17ページにも紹介しているが、安全保障技術研究推進制度をはじめ、今までも様々な取組をしている。こうした中で、そのような先生方あるいはアカデミアの方をいかにマッチングさせていくか、要は防衛装備品という最終的な形に持つために、どうつなげていくのが最も大事であると思っている。この枠組みだけでは足りなかった部分があるかと思うので、新たな研究機関がその中でどのような役割を果たさなくてはいけないのか、しっかり議論をしていきたいと考えている。

そして、資料1-2の17ページの金額面について、大して増えていないのではないかという指摘があった。まず、安全保障技術研究推進制度については、指摘のとおり大きく増えていないかもしれないが、この中で大事なのは、我々も技術を発掘して、その次につなげていくことだと思っている。金額も大事だが、件数も稼いでいく。それから、新しい技術を発掘して見だしていく、その行為が大事だと思っているので、ここは着実に推進していきたいと思う。右側の橋渡し研究も予算規模の話があったが、今年度予算と比較すると、今回40倍以上になっている。そういったことを考えると、我々としてはここを大幅に拡充できたと思う。ただ、今後もしっかりと行わなければならないので、強力に推進してい

きたいと考えている。

○大類執行役員 長くESG及び金融資本市場や官民連携の仕事に携わっている立場から、意見を申し上げたい。今回のGX基本方針は、昨年の工程表上では官民協調で10年間150兆円投資、排出削減に関する国際公約達成と産業競争力・経済成長の同時実現がうたわれているかと思う。そこで、これまでの議論でこの150兆円投資が、インプット指標なのか、アウトカム評価か、そういった議論もあるようだが、現場の感覚から言うと、そもそもアウトプット指標に近いイメージを持っている。つまり、投資額の実現自体も経済的意義は大きく実際の政策効果であり、政策の推進なしにはなかなか成し遂げられないイメージがある。

今回、GX投資で目指すべき方向感、トランジションという大きな枠組みを使っていくこと。これを国際的な脱炭素に関する議論の動向や、サステナブルファイナンスのガイドラインを適切に踏まえていくことは必要となるが、これそのものが例えばEUなどで議論されているようなグローバルな視点といった場合に、まだまだ間合いを詰める必要のある議論であると認識をしている。

その間合いを詰めるためには、我が国の産業構造や社会的背景、地理的条件などを踏まえて、この理解に基づくGX基本方針の枠組みが非常に重要であると国際社会に訴求していく努力が、必要である。これまでも、トランジション・ファイナンスについてはロードマップを経産省が中心となってつくってきたが、GX基本方針は22事業分野を細目にわたって示しているもので、こういった細目に示されたものが我が国の産業界や金融界双方にとっても、GX経済移行に向けて推進すべき取組のスタンダードという認識を我が国の国内でも醸成し、かつこれを海外でも認めさせる活動をしていくべきである。これによって、実際のGX経済移行債の発行ももちろん、それに伴う官民の投資が行われること、環境が整備されたその先にある産業競争力や、経済成長の同時実現につながっていくという構造のように理解している。

これまで、G7諸国などは通常のグリーン国債を発行してきているので、このような日本の取組をどのように国際社会に訴求し、金融界も含めて一体となった取組が進められるかといった点は、非常に重要な観点であると理解している。

産業競争力強化、経済成長、排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資が必要である、と認識を持っている。この見える化が重要といった議論は、脱炭素による排出削減効果やGX達成に不可欠かという観点のみならず、各産業の競争力をどれだけ強化されているのかといった点や、経済成長に対してどれだけコミットするかといった指標も併せてKPIを設定していくことが、この計画の遂行の上で、国民の理解を得る上でも非常に重要なことではないかと思う。かつ、脱炭素技術の開発・実装タイミングや技術革新も、日々、非常に速い勢いで行われているもので、これによってまた軌道修正等々も行われると考えると、一旦セットされた22事業分野にとらわれず、適時適切なタイミングでの機動

的な枠組みの見直しが必要ではないか。

そして、GX投資に対する政府支援については、補助金から出資、政府保証といったものに至るまで、様々なメニューが用意されており、インフラ投資が早期に行われる分野から、実証実験的なものに補助金が投じられて、その実現はもう少し先であるといったものまで幅広い。もちろんこの10年間の期間に対して、どのようなプランニングをつくるかは非常に重要だが、実際の日本のGXという観点では、2030年における46%削減及び2050年におけるカーボンニュートラルといった目的に対して、これがどのように適切に機能しているかを、この枠を超えた期間、射程で捉えて、その投資の合理性に加えて、産業競争力強化や日本独自の産業基盤にどれだけ資するような役割を果たすものであって、これが国際社会に認められるものになるかといった議論を行っていく必要があると認識している。

加えて、その理解を進めるためには、将来各産業界においてコスト負担をされることになるので、そこにおける負担感等の公平性の確保、それが最終的に産業界で吸収されるのか、消費者に移転されるかといった観点における議論も必要である。一方、官民協調の投資を実現するためには、ファイナンスを起こす側に対してもどの程度CO₂負荷がかかっていくかといったファイナンスド・エミッションの視点も重要であるので、これに対して経済産業省も課題として取り上げて、国際社会への訴求等に努めているが、こういった総合的な政策が解決されることによって、トータルの政策目的が実現されるものであると理解している。

○小西教授 成長志向型カーボンプライシングとそのためのGX債の発行、それらの方向性については基本的にはよろしいのではないかと考えているが、4点ほどコメントする。

1点目、先ほどから議論いただいているが、現在設定されているKPIは、少なくとも経済学的な観点からすると、アウトカム／アウトプットというよりはインプットの指標と理解している。現状では投資目標しか記載されていないが、経済学的な観点からすると、その投資は他の色々な投資機会に使えたかもしれない資源であり、別のより大きなリターンを持つかもしれない機会費用をもつもの。それをもって目標と考えるのはいささかおかしいと思う。

工程表で示されている成長志向型カーボンプライシングは、恐らく環境経済学的にはいわゆるデカップリングを目指されているかと思う。つまり、1人当たりの二酸化炭素は削減するが、GDPは伸びていくといったものを志向されているのかと思う。もしそうであればその目標、KGIの明確化をしていただき、それに沿うような目標と関連性が高いKPIを設定すると思う。もちろん投資目標を記載すること自体は問題ないと思うが、それによってどのようなKPIが達成されるのか、どのようなKGIが達成されるかという視点はあったほうが良いと思う。

次に2点目だが、この工程表、基本方針を拝見したが、なぜ工程表で示されている施策や投資目標がそのKPI、KGIに資するのかをサポートするエビデンスが、現時点では

少なくとも私が知る限りでは不足していると思う。特に、事前評価、事後評価、費用対効果、あるいは費用対便益の視点が足りないと思う。

先ほどの説明では、費用対効果の視点も盛り込まれていて、随時評価していくということであるが、これまで私の知っている範囲では、環境行政は工学・自然科学的なアプローチによる評価が中心で、それによる規制デザインが中心だったかと思う。一方で、今回のように150兆円の大規模な投資を行うGX政策であると、経済にかなり大きな影響を与えるような政策になるため、やはり経済学的な、あるいは社会科学的な視点による費用対効果の評価がとても重要であると思うので、それに沿ったデータ・統計分析をやっていただきたい。これに関しては、できれば他の分野と同様に、工程表あるいは基本方針で少し明記すると良いと思う。

3点目だが、大まかな方向性はよいとしても、達成するための具体的な施策のデザインについて幾つか懸念がある。具体例として2026年度からスタートする排出量取引、2028年度からスタートの炭素賦課金、それと2025年度からスタートする予定となっている断熱性の適合義務化、この3つについて幾つかコメントする。まず排出量取引について、東京都排出量取引制度では、達成された超過排出削減クレジットのうち第一計画期間では2.3%、第二計画期間では37.8%しか取引に利用されていない。また、取引の大部分がクレジットの有効期限前の駆け込み取引であったためか取引査定価格はわずか600円/トンであった。これでは、排出量取引によって期待される費用削減効果も限定的であり、脱炭素技術を促進するための価格シグナルとしても機能しない。2026年度から導入予定の排出量取引制度の詳細はGX推進法の施行後策定とのことだが、もし同様の制度を検討しているのであれば、制度の見直しとそれに向けた分析が必要と考える。このようなことが起こった理由の一つとして、「排出権」が事前に配布されておらず、各期間中に取引できる「削減クレジット」の量が不透明であった可能性がある。例えば、「仮想クレジット」のようなものを配布し、毎年の義務量達成のために取引可能にする等の仕組みの可能性を検討して、事前に実証実験による評価を試みるのも一つの手ではないかと思う。

次に2028年度から導入予定の炭素賦課金について、こちらの詳細もGX推進法の施行後策定とのことだが、同賦課金が望ましい政策効果を持つか否かに関する評価・エビデンスが欠けているように思われる。炭素の社会的費用を考慮しても、これ以上の消費者向け電力価格の上昇が必要とは思われない。日本の文脈におけるカーボンプライシングに期待される主効果は、電力事業者などの供給側における脱炭素促進効果である。一方、炭素賦課金による原材料コスト増を最終消費価格に転嫁できるような構造となっていた場合、期待される効果とは反対に、技術変化へのインセンティブとはならず、最終消費者向けのエネルギー価格上昇だけに繋がってしまう可能性がある。そのような制度デザインとなっていないかどうか、統計的なエビデンスをもって検証する必要があるのではないかと思う。

最後に断熱性の適合義務化について、省エネ法改正によって2025年度から小規模の住宅・非住宅に対してもより厳しい断熱・省エネ基準への適合が義務化されることになって

いる。懸念されるのが、既存の中古住宅・建物がさらに改修・改築されにくくなるという逆インセンティブが生じてしまうことである。将来的に予想される気候変動の深刻化やエネルギー価格の上昇を考えると、現存する築年数の古い住宅・建物を一定の断熱・省エネ基準を満たすように改修・改築を促すことが、社会的公平性、気候適応、都市内二極化回避といった観点から重要。例えば、築年数の古い中古住宅・建物の改修・改築に対しより大きな補助金を付けるなど築年数傾斜型のインセンティブ施策を同時に考える必要があるのではないかと思う。

最後に4点目だが、基本方針、工程表全体を通じて、不足しているわけではなく多少言及はあるが、明確に記載されていない幾つかの視点について意見がある。特に、少し踏み込んでいただきたいと思うのが、GXとDXの視点。言及自体はあるかと思うが、GXの中、効率的に二酸化炭素あるいは温室効果ガスを削減しようと思うと、うまくDXを生かしていく視点が重要かと考えているので、その視点を少し踏み込んでいただき、そのためどのような戦略あるいはデータの開示といったものが必要かを考えていただきたいと思う。

続いて、技術戦略の視点だが、水素、アンモニアに関しては日本のこれまでの既存技術を援用できるという観点から工程表の中に明記していると理解しているが、一方で、本当にこれが正しい技術戦略かどうかは丁寧に議論いただきたい。また、気候変動対策は、適応と緩和の2つの面があるが、現状では緩和策や脱炭素策についてのみ記載されており、適応の面も重要になってくるので、その視点も少し加えてもよろしいのではないか。

最後に、どのようなデータ分析が政策設計のエビデンスとして適切かに関してだが、海外の環境施策・制度の効果に関する様々な実証研究が行われているので、是非そちらを参考にしながら日本でもエビデンスを蓄積して頂きたい。

○柴田教授 1点目として、少子化対策の観点からKPIの提案をする。まず、アウトカムとしては、希望出生率から合計特殊出生率を引いたものがアウトカムと考える。ただ、この希望出生率については、現在の政府の計算式に改善の余地の可能性はある。これ以降はアウトカムというよりも、それに資するような指標ではないかと提案する。1つが保育定員率で、これは深井助教の研究結果に基づくものだが、出生率の上昇につながると見込まれる。とりわけ1～2歳に関しては、育児休業が使いづらい時期にもかかわらず保育利用がまだ少ないので、保育利用の就労要件を緩和しつつ1～2歳の保育定員率をニーズに合わせて上げていくのがよいのではないかと提案する。1～2歳、とりわけ2歳に関しては発達促進効果があるという山口先生の研究があり、1～2歳全般に関しても私とその長期効果を現在研究しているところである。次に、母親の育児時間を減らし、父親の育児時間を増やしていくことで、母親と父親の育児時間のギャップをゼロに近づけていくということ。また、働き方に関して、20代の労働時間を減らしていく。とりわけ、これは子供のいない人にとってもやはり労働時間が長過ぎると結婚しにくい、出産しにくい状況になっ

てしまうため、子供のいない人を含めて労働時間を減らしていくところがポイントと思う。最後が、フレックスタイム制や有給休暇、育児休業などの利用率、消化率、取得率が、やはり子供がいない人も含めて働きやすさにつながる。それが生産性や賃金、雇用の改善、そして出生率の改善につながるのではないかと考えている。

2点目は、発達支援の観点もこども政策としては重要と思われるが、PISAの順位を上げていくという非常にシンプルな提案をしたい。他にも、非認知能力に関する何かしらの指標があれば、そちらもKPIとしてあり得るのではないかと思う。

3点目だが、児童虐待予防・自殺予防に関しては、これもシンプルだが、児童虐待死亡率を減らしていく、10代・20代の自殺率を減らしていく。それらがアウトカムである。また、そこに資するものとして、恐らく児童相談所の逼迫度も重要ではないかと思う。これは単純に計算すると、分子に全国の児童相談所の虐待相談件数、分母に全国の児童福祉司の数を設定すると逼迫度を計算できるのではないか。これらをいずれも減らしていくのが、重要ではないかと考える。また、要支援家庭への訪問事業が今もあるが、その全戸訪問の実施自治体率も重要ではないか。具体的には、厚労省において養育支援訪問事業を実施しているが、そこで養育支援が必要と認めた全ての家庭を訪問している自治体は、いまだ100%に達していない。つまり、必要なのに訪問できていない自治体がある。これをゼロに近づける、つまり訪問率を100%に近づけることが、KPIとして重要かと思う。最後に、スクールソーシャルワーカーの配置充実度を提案する。これは、分子に全国の小中高等学校のスクールソーシャルワーカーの数、分母に全国の小中高等学校児童生徒数を置き、これを高めていくことが、児童虐待予防あるいは10代の自殺予防として重要ではないかと考える。

○深井助教 今、柴田教授にかなり端的にまとめていただいたので、私からはあまり議論されていないところで重要と思っているところについて、3点お話しする。

1点目が、育児休業や仕事と子供に関する政策について。育児休業制度に関しては、育児休業取得率の上昇など、いろいろKPIが設定されていると思うが、幾つかまだ見落としている点があると思っている。育児休業を取った後、例えば男性が育児休業を取ると将来の所得が下がることがある。同僚との昇進状況に差が出ることや、休暇を取ることでその人への仕事の振り方が変わる可能性が、諸外国でも指摘されている。そういう意味で、なかなか男性が取りにくい環境もあるのではないか。そういったパピートラックやマミートラックネットみたいなものを考慮した育休取得についての指標も、あると良いのではないか。もう一つが、育児休業をどのように取るかに関して、ある人が育児休業を取得したときに企業側がどのような仕事の調整や代替手段を使っているのかという話も、議論としてあると良い。

2点目が、育児休業のような形で、産後の休業制度に関してはよく議論されるのだが、産前、例えば子供がおなかの中にいる時期に体調が悪くなった際の制度に関する議論は、

あまりされていない。例えば、母性健康管理指導事項連絡カードのような形で、子供がおなかの中にいるときに医師からの指導があればそれに応じた対応をとることができる制度があるが、2018年の雇用均等基本調査では、そもそもそれを知っている事業所が34.2%で結構少ない。そういう制度をより活用し、子供を産む前から子育てができるような社会づくりが必要になってくるのではないか。

3点目が、保育に関して、本日参加いただいている中室委員と進めているような、保育の質に関する指標の普及、あるいは保育士、幼稚園の先生方の日常の仕事がどのくらい大変かを測る一つのバロメーターとして、各自治体が報告しているヒヤリハットといったインシデント、例えば見失いとか、置き去りとか、例えば疲れたりしていると起きやすいヒヤリハットという報告についてのフォーマットを統一した行政データも、K P Iとして活用するといいいのではないか。

○赤井委員 G X、こども施策について、1点ずつ申し上げたい。

まずG Xだが、G X室ができて、そこで取り組まれていることは非常にいいこと。G Xは各省庁横断でまたぐ内容が含まれているので、どうしても縦割りの官庁が抱え込んでしまうと、視界が狭くなってしまふところがある。

今回、G Xの冒頭で10年間に150兆円を超える官民の投資が必要であると、記載があった。そのうち20兆円がG X経済移行債という国債での発行となるが、この注目すべきところは、通常の国債で調達した財源を回す予算配分の発想ではなく、別立てで国債を(G Xと)銘打って発行すること。20兆円というのは国債の市場全体からすると非常に小さいものになるので、市場の関係者の視点を踏まえて言うと、通常に考えると流動性が落ちるものになってくる。そうした枠組みであることを理解した上で、あえてG X移行債という特殊なものを発行して、資金調達コストということでは、できるだけ低い金利で、できれば通常の国債と同等ないしはそれよりも低い金利で調達することが期待されている。

そのためにはおそらく、G X移行債がしっかりと市場参加者(資金を出す人)の心に刺さる形で、発行される必要がある。20兆円が一体どこにどう使われて150兆円に結びついていき、それが経済全体としてどのような効果をもたらすのかが分かるように、プレゼンテーションされる必要があるということである。当然のことながらそのような分野に関心のある、例えば年金や生保といった、いわゆる公共的な視点を含めて投資の意思決定を行う主体が存在し、単純に金銭リターンだけではない投資をするこの人たちは、いわゆるS D G s的な意識を持った投資家になるが、彼らをいかにして効果的に動員するかということになる。

そのような点からすると、150兆円から20兆円を引いた残りの130兆円がどこの動きを誘発するのか。そして、それがカーボンニュートラルという最終的な目標にどう効いていくのか、その結果として経済の構造あるいは産業の構造がどう変わっていくかを見せていく必要があり、それができないと非常に小さな流動性の無い国債という扱いを受けての発行

になる。そこをE B P Mの観点からもトラックしていく必要が私はあると思っている。つまり、この150兆円の官民の民のところについて、どこを狙っていくのか。これは、初期の段階の説明だとかなり曖昧であった印象を持っている。

最初に経産省が中心になってまとめられた製造業のCO₂排出削減を狙うもの、あるいは国交省で進めているような住宅やまちづくりといった分野で、かなりカーボンニュートラルに効いてくるものもある中、先ほど冒頭申し上げた内閣官房で取りまとめられるのは大変いいことなのだが、一体どのような分野がその資金が流れていく分野になってくるのか。計画を立てて回していったときに、実はカーボンニュートラルにあまり貢献できないということが、10年の間に判明してくる場合がある。そこはアジャイルに調整していく。それを可能にするのが、ある意味で言うとE B P M的なモニタリングだと思っている。その辺りについてどの程度議論をされているのかを確認したい。

それから、こども政策は大きく分けると、福祉的政策と人口政策の2つに分かれていて、今回E B P Mで見るべきは人口政策という観点と考える。先ほど、星主査がおっしゃったような防衛の上位目標と同じように、最終的に人口という部分にどう結びついたのか、というところにリバースバックするような見方が、私はE B P Mの観点から分かりやすいと考える。もちろん福祉政策的なものを一切否定するものではないが、どちらかというところ、やや補足的なものになってくる。アンケートといったもの以外については、測定することがなかなか難しいものもあると思う。

得てして、今のGX、こどもにおいても、政策が打ち出されてくる段階では、ややストーリーベースで、それをエビデンスベースで見ようとする、その中のどのようなどころを取っていったら、上位目標を推進するのによりふさわしいアクションプランになってくるのかを見ていく必要がある。あわせて、それを当初の段階からK P Iその他を設置しながら、政策のファインチューニングに寄与する枠組みを整備していくことが、おそらく必要ではないかと思う。

○中室委員 今日議論はK P Iの部分を中心であったと思うので、やや的外れなことを申し上げていたら申し訳ないが、こども政策に関するE B P Mを進めていこうと思うと、データにしっかりとアクセスできるかどうか非常に重要と思っている。この分野で研究していると、他分野に比べて圧倒的にデータの質量が不足しているので、しっかりとアウトカムになるような指標をレプレゼンタティブな形で取れるかどうかということも含め、データの整備をしっかりと進めていかなければならないと感じている。殊さら重要な点は、行政データである。特に、地方自治体が持っているような行政記録情報に、どのような形でE B P Mとしてアクセスしていくのか、二次利用や目的外利用のルール化といったことも必要かと思う。

先ほど深井助教から指摘のあった保育の質という観点から、例えば、行政監査のDXを進める中で、そのデータを目的外利用する、二次利用していくようなことも考えられると

思うが、現状そうした多くのことが紙ベースで行われている問題があるので、この際、行政記録情報のアクセシビリティを高める観点からも、DXをしっかりと進めていただくことも肝要と思う。

○鈴木委員 数点確認したい。1点目は、GX移行債は、普通国債と違う形で、エネルギー対策特会での発行という理解であるとする、例えば財投債などとは異なり、これは非市場生産者の資金不足・債務になるということで、PB赤字や政府債務残高の測定においては、ジェネラルガバメント、中央政府のものであるという整理でよろしいか。当該特会についての国民経済計算上の格付についてそのような理解で正しいか。

2点目は、民間ではできないことを、GX債を使って進めるという点で、例えば財政投融资と長期の金融という意味では類似性があると思う。財政投融资ではなく、エネルギー対策特会において実行することの有効性についてどう考えられているのか。もちろん財務省が財政投融资として行う事業と、経産省やエネ庁が行う事業というマネジメントの違いはあるが、長期の金融という意味では民間から見ていると結構共通に見える。その有効性の違いはどう整理されているのかを教えてください。

それから、こども大綱がこれから策定されるとの説明があったが、既にこれまでも、例えば2014年の骨太方針で、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指すことが決定されていたり、2015年頃からTFR1.8を目指すと言われるようになって2020年の少子化社会対策大綱にも、そのことが明記されたりしている。今、こども大綱を議論するに当たって、人口政策について過去に閣議決定などされてきた事柄についてのステータスは現在どうなっているのか教えてください。

○土居委員 GXについて1点。GX経済移行債は、炭素に対する賦課金や排出量取引から得られる収入で返済することを予定しており、2050年までに完済することになっているが、先ほど小西教授から指摘があったように、炭素価格が将来幾らになるのか、しっかりとらみながら償還財源を確保していく必要があるという意味では、相当難度が高いものだと思う。

EBPMの枠組みで考えたときに、どのようなKPIを立てるかということが当然として重要になるが、とにかく様々な施策を講じていけば温室効果ガスがこれだけ排出削減が実現した、ないしは企業の経営に対してどのような影響を与えられたかといった、GX経済移行債の償還を度外視した形でのKPIは、不十分なKPIの立て方になる。つまり、償還財源としてしっかりと確保できているかどうかまでも、パッケージで考えなければならない。そのような議論の組み立て方にしなければならないと思う。

そのため、KPIを立てるときにも、しっかりと償還財源として手当てする予定になっているものに対し、その償還財源として十分に財源が賄い切れているかどうかという辺りも、KPIに今後含めていく必要がある。ただ、そのときに悩ましい問題は、炭素価格が高過

ぎてもいけないし、低過ぎてもいけない。高過ぎても、当然それだけ脱炭素は進むのかもしれないが、それだけ企業や家計に負担を重く課していることになるし、低過ぎると確かに利益はそれほど減らないかもしれないが、償還財源がその分足りなくなる。このようなことがあるので、議論するときにはしっかりそこは注意を払っていただきたい。

また、鈴木委員の質問に関して私が知る限りの情報を提供したい。財投債で得た収入が充当される財政融資資金は、融資にのみ使えて補助金等には使えず、財投債では渡切りのGX投資ができないことから、財投債が使われなかった。

GX経済移行債が発行されるエネルギー対策特別会計は、SNA上は一般政府である。したがって、特別な調整が行われなければ、GX経済移行債の発行は一般政府の財政収支を悪化させる。しかし、内閣府の中長期の経済財政に関する試算では、今年1月分からは、多年度で収支を完結させる枠組みを設定していることからGX財源についてプライマリーバランスの計算から除外することとなっている。

○中空委員 まず、防衛・GX・こどもはいずれも大切であることはよく分かるが、どう考えても新しくお金を使っていくというように見えてしまうため、いずれの議論も、財源をどうするか、財政再建をどのように進めていくかを常に頭から離さず考える必要がある。

その上で、GXは、経済成長し得るものとして期待されているため、競争力をより磨く上で重要であり、他の委員からも指摘があったように、GX経済移行債については、是非、投資家に意識を置いて設計していただきたい。日本でわざわざGX経済移行債を発行するという事は、トランジションということになるため、どのトランジションなのかの定義については世界中の投資家が待っているところ。海外投資家から資金を集めることを考えると、はっきり示していただきたい。

加えて、スピードアップが必要。2026年・2028年・2030年のそれぞれで計画を設定していることも承知しているが、その前哨戦としてGXリーグが発足して排出権取引の実験を行ってもほとんど何もできていないこと考えると、本当に予定していることが実現するか、若干心配である。このため、スピードアップと実際の進捗状況の確認は進めていただきたい。

最後に、こどもについて、育児休業を取得した者として、あるいは、育児休業を取ってきた後輩や部下のことを考えると、是非、柔軟な取得の促進を考えてもらいたい。本当に重要なことは男性の100%取得ではなく、むしろ必要な時に父母問わず取れるということ。KPIの中でも、単に取得率だけではなく、取得の柔軟性を担保すべき。

○井伊委員 私からは1点、こども政策に関して。先ほど中室委員からアウトカムのデータに関して指摘あったが、私は費用のデータに関しての質問である。これは医療や介護政策などとも同様であるが、こども政策は地方自治体の役割が大きくなると思う。そうなる、地方単独で行うものがあつたり、国が一部補助をしていたりと、費用の把握が難しく

なってくるのではないか。こども政策のK P Iを作成していく上で、費用対効果の分析が不可欠になると思うが、費用の把握で苦労していることがあるとしたらどの点なのか。そして、その統計整備、問題意識は共有されているのかどうか、その辺りを伺いたい。

○伊藤委員 私からも財源の点で1点意見がある。移行債を発行することも皆が半ば同意されていると思うが、私は、国債は国債であって悪い国債や良い国債があるわけではないと思っている。既にコロナで60兆円という大規模の国債を発行し、その検証も済んでいないのに、また新たにこのようなことをやらなければならないからといって安易に財源を国債に頼ること自体を、やはりE B P Mしなければいけないと思う。もちろん政策の中身をE B P Mすることは大前提であるが、財源の使い道、古い言葉で言うとワイズスペンディングをやはり原則としては、忘れてはいけないと思っている。

それから、こども政策に関して、今日が初めてのオブザーバー参加なので、これまでどのような議論が行われていたかを承知しておらず、多少場違いな話にはなると思うが、今回いただいた参考資料1の8、9ページや、資料1-4など、中身としてこれを読んで納得しろというほうが無理があるぐらい、まだ中身がないと思っており、大事なのは分かるが、これをもう少し何かならないのかと思う。鈴木委員もおっしゃっていたが、既に議論があって、ある程度検証が済んでいるのであれば、もう少し書き込めるところがあるのではないかと思う。

どうしても受け皿確保や育児休業という話になり、今子供がいる人の子育て支援ももちろん大事であるが、そもそも若い親世代になり得る人たちが生きがいを持って働けるのかということの方が、大事であると思っている。

先ほど中空委員もおっしゃったが、休ませてあげることがこども政策ではなく、しっかりやりがいがある働き方ができる、働かせてあげることがむしろ子育てに対してはプラスであると思っている。子供が小さいときだけ休ませてもらっても、その後帰る場所がないのであれば子供を育てる気にはならず、そうした多様な視点がもう少し盛り込まれてほしいと思うことに加え、K P Iの工程表などもこれから考えることになっているので、もう少しスピードアップしていろいろ出していただきたい。

○松田委員 こども関連のK P Iについて、先ほど中室委員がデータのことをおっしゃっていたが、日本に母子健康手帳というのがあり、実はこれに関するいろいろな調査がされている。公衆衛生学会でよく発表されているが、例えば健全育成の観点で言うと、児童虐待等につながりやすい親というのは、妊娠してから母子健康手帳を交付されるまでの期間が長いとか、健診を受けていないとか、予防接種を受けていないというデータがある。過去に、母子保健に関する様々な研究があるので、それらをベースにしてK P Iをつくるのではないかと。また、K P Iをつくる視点として、ユニセフの子ども権利条約があるので、それに対応する形でいろいろと考えていただくと良い。

これはK P I に直接関係がないかもしれないが、今までも意見が出たように、最終的には人口を増やすことが一つの目的になると思うが、これに関してはヨーロッパでいろいろな経験がある。それに関する時系列的な分析を、こども政策の一環としていただきたいと思っている。社会科学的な研究などもやはり必要で、例えばフランスはP A C S といって、婚姻していないカップルから生まれた子供に対しても、婚姻世帯の子供と同じように家族手当、子供手当をしっかりと出すといった法律があるが、これを成立させる過程で、伝統的なカトリックの価値観とのせめぎ合いなどがあり、今の日本のいろいろな議論にも役立つと思うので、そうした分析もしていただきたい。

それから、先ほど財源の話があったが、例えばフランスの場合、子供手当を含めた家族手当は、要するに国の将来を担う子供に対しての給付であるのだから、全国民で負担すべきという理念の下、一般福祉税という形で全ての所得から財源を取られる仕組みになっている。そのような財源の裏側にある理念の分析を行い、それを国民と共有していかないと、財源の確保に関してなかなか合意が得られないと思う。

加えて、自分自身がフランスに留学しているときに保健省の見習い監督医として関わったプロジェクトの経験では、子育ての問題というのは、基本的に労働政策や地域開発の話とかなりつながって分析をされ、そして施策に展開されているので、そのようなフランスの事例も時系列で分析をしていただくと参考になるのではないだろうか。

○内閣官房（G X 実行推進室） まず、G X 移行債が償還を度外視した運用があってはならないとの指摘があったが、このG X 移行債については償還財源が賦課金と排出権取引の資金であることが法律で明確にされているので、当然そういったことを考えた上で今後運用をしていくスキームになっている。

次に、財投との差についてのお尋ねがあった。これはなかなか答えが難しいが、少なくとも財投の例えば産業投資などで使う場合には、リターンが明確にあって、そのリターンは民間のファンドほどではないが、少なくとも収支相償になるものであり、また財投の機関を使ってしていくもの。今回のものではリスクのより高い技術革新的なものに使う点で大きい違いがあると思っている。

この負債は中央政府の負債になるかどうかについては、負債になるものであると思う。

移行債について資金の出し先がどういったものになるか、マーケットとのコミュニケーションが必要ではないかという指摘について回答する。一般の国債の出し先については国債発行の際に支出先を詳しく説明していないと思うが、この移行債の場合にはまさにC O 2削減に資する調達であるため、明確にマーケットとのコミュニケーションを取ることや、裏側の民間のファイナンスがどうなっていくか、しっかりと説明していかなければならないと考える。そういった中で、小西教授から指摘があったK P I、K G I をしっかりと設定していくことも当然射程に入ってくると思うし、国際社会との間合いを詰めるといった点にも応えていくものになるかと思う。いずれの指摘も、しっかりと踏まえて進めていきたい

と思っている。

○こども家庭庁（長官官房参事官（総合政策担当）付） まず、柴田教授、深井助教からは具体的なK P Iの提案をいただいた。今後、大綱の策定をする中で、E B P Mに関する有識者の皆様からも、その在り方を含めて意見いただきながら進めていきたいと思っている。本日いただいた具体的なK P Iに係るご意見も踏まえながら、進めていきたいと思う。

赤井委員から質問をいただいた人口の部分を上位目標にという指摘であるが、おっしゃるようにそこが上位目標であるので、例えば希望出生率とか、そういった数値を上位目標に置きながら、下位目標としてどのようなK P Iを設定していくのかをしっかりと検討していきたい。結婚・妊娠・出産はあくまで個人の自由意思に基づくものであるという考えが原則なので、人口を増やすというよりは、こども政策もしくは少子化対策は、個々人の希望に応じて結婚・妊娠・出産ができるようにすることを目標としていることは、改めてお伝えしたい。

その関連で中空委員からも、育休取得の際には柔軟な取得をとという指摘をいただいた。そうした柔軟性についても、厚労省と連携しながらしっかりと検討しながら進めていきたいと思う。

続いて、中室委員と井伊委員からいただいたデータの整備の関係については、3月に開催した大臣の意見交換会の際にも、データの整備が必要であるとともにデータの開示も必要との指摘をいただき、大臣からもそうした点を進めていきたいと申し上げているところである。むしろ、こども政策は自治体を中心に施策を進めているところが多くあるので、自治体ともしっかりと連携をしながら進めていきたいと思う。

続いて、鈴木委員からいただいた大綱等のフォローアップについては、実は少子化社会対策大綱や子供・若者育成支援推進大綱は、5年ごとにフォローアップをした上で、次の大綱を策定している。今回策定するこども大綱は、既存の3大綱を1つにまとめる新しいものであるところ、少子化社会対策大綱については、昨年度中間評価を行い、どれだけ進捗したか、どのような課題が残っているかを整理してまとめ、この少子化社会対策大綱を含め、既存の3大綱については、こども政策の推進に係る有識者会議においても、それぞれの有識者の先生方から進捗状況等をご報告いただいたところである。そうした過去の施策についての中間評価等も活用しながら、今後のこども大綱の策定に向けて進めていきたいと思っている。

伊藤委員からの、こども政策については労働政策の部分も大きいのではないかの指摘については、こども政策を検討する際には、もちろん保護者の方が生き生きと働きながら子育てできるようにすることもあるので、そうした部分は労働政策を所管する厚生労働省と引き続き連携をしながら進めていきたいと思う。また、こども政策は親の支援だけではなく、こどもの健やかな成長という部分も重要な柱としてあるので、それぞれの柱に基づいて適切なK P Iを設定して進めていきたいと思っている。

最後に、松田委員から指摘いただいたK P Iの設定の際には、児童の権利条約等も考慮すべきといった点は、指摘のとおりであると思うので、そうした観点で進めていきたいと思っている。指摘をいただいたP A C Sの制度などは、これまで例えば大臣が出席してきたような会議でも指摘をいただいているところであるので、様々な観点を踏まえながら、今の段階ではなかなか詳細なところまで説明するのが難しい状況であるが、こども政策を今後どのように進めていくのか、こども政策推進会議を中心に有識者の先生方から様々な意見いただきながら、しっかりとK P Iも設定していきたいと考えている。

<エビデンス整備プランの改定>

○伊藤委員 エビデンス整備プランとして出していただいた項目そのものに異存があるわけではないが、予算規模の小さいものと大きいものがある意味並列に扱われている。例えば求職者支援制度は、予算としては300億円程度だと思う。一方で、雇用調整助成金は既にコロナ禍において6兆3400億円使っているので、200倍ぐらい規模が違う。また別例で申し上げますと、特定健診・特定保健指導は、政府が支出している分は200億円ぐらいと思うが、一方で医療扶助になると2兆円近い額になり、これも100倍ぐらい開きがある。そのような政策項目になっている。

E B P Mは大変大事であるが、特に大きなもの、つまり、社会的な影響が大き過ぎてE B P Mができないようなことになってしまわないように、大きなものは大きなものとしてエビデンスを整備することは大事であるので、ひるまずに進めていただきたい。どうしてもE B P Mは、効果が出る範囲が見えて数字的に捉えられるもので小さくまとめる傾向があるので、このワーキングでは率先して、これからの国民生活に関わる大きなものに対して取り組んでいただきたい。

私が知る範囲で大きなものに関して、例えば雇用調整助成金は、実は支給した労働者の数が統計上取れていない。額は分かっている、事業者の件数は分かっているが、1件当たりの事業者で何人の雇用を調整したのかといった人数が分かっている。これはなぜかというと、支給を優先したのでデータが取れず、過去リーマンショックや東日本大震災の時にも出していた雇用調整助成金は人数の統計があるのだが、今回のコロナに関しては、一体誰のための雇用調整助成金だったのかという人数が分からない。アメリカも、イギリスも、フランスも、ドイツも、そのような雇用対策をした対象者の人数が全部分かっているのに、日本だけ人数が分からないという非常に情けないことになっている。これから推計でバックしなくてはいけない、支援した人の数を推計しなければいけない段階にあると思うので、非常に面倒な仕事が政策研究機構に投げられてしまうと思うが、これはしっかり進めていただきたい。

そして、医療扶助に関しては、これまで社会保障ワーキングでも申し上げていて、今回のエビデンス整備プランも見ているが、基本的に解決できないのは、医療扶助の使用率でとても高い、例えば年齢別に見たときの薬剤数とか医療費は軒並み高いのだが、それは生

活保護を受けるほど重い病状だからたくさん使うのであるといった逃げをいつもされてしまう。病気の状態が同じ方を比較するにはどうするかを考えた時に、医療扶助レセプトだけであると比較検討ができず、通常のNDBのいわゆる同じ病態の方と比較して、同じ病気であるが医療扶助というだけで多く使われてしまっている。これであれば制度の不整合となり、当然患者にとってもよくないし、つまり薬漬けになる、病院漬けになるといった話になるのでよくないし、当然財政にとってもよくないし、いろいろな意味で社会的にここにお金を使うのはどうなのかという議論をしっかりとしなければいけない。医療扶助のデータベースを使って、エビデンスをしっかりと出してはいるものの、根本的なところを解決するためには、もう一段踏み込んだ分析が必要であると思っている。2兆円というと、国民医療費42兆円か43兆円の20分の1ほどの規模であるので、大変重要な論点であると思う。

○赤井委員 私は、特に社会資本整備のところを重点的に話したいと思う。まず、資料2の100ページだが、ここに社会資本整備の「新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり」と記載がある。これは大変よろしいが、実は若干見直しが必要かもしれないと感じている。

この内容は、最初にまとめた段階では、実はデジタル田園都市国家構想が出てくる前の段階で、スマートシティが比較的大きな政策であるが政府全体の政策というよりは、落ちるレベルのところにならされていたときにつくられたものが、基になっている。そのため、KPIの第1階層を見ると、当時の都市OSの導入地域や、どのようにそれを動かすのかといったところが入っているが、左側の第2階層になると、下の方にデジタル田園都市国家構想を踏まえて検討とある。実は、デジタル田園都市国家構想が当初のスマートシティよりも上位の政策としての位置づけを受けていることからすると、左側の第2階層でデジ田の内容を含めていこうとするならば、第1階層を一部見直す、あるいはアップデートをする必要があるのではないかと感じている。そのため、そうした形でのレビュー、従来型のスマートシティにデジ田を置いただけでなく、本来の第2階層から逆算して、上の「政策目標」というお題には書いてあるが、KPIがそれにそぐうような形のものとして見直す必要があるのではないかと考える。

次は、PFI／PPPに関するところである。資料2の105ページ以降、これは従前から私は申し上げていることで、地域のPFI／PPPが増えることを目標としてプラットフォームを置くとなっているが、昨年の数字を見ていても目標はほぼ達成したことになっているところは、中身を見ると、比較的大規模な自治体が複数PFIを行ったのが実態である。人口10万、20万人のところについてはさほど浸透が進んでいないことがあって、これは人材の問題やノウハウの問題といった、そもそも件数が少ない、掘り起こしがうまくいっていないところがあると思うが、やはり10万、20万人のところを重点的に効果が評価できて、それを政策に結びつけられるような議論をここでしておかないと、少し上滑りする気がする。

それから、全体に関する話として、特に交付金に関することである。経済・財政一体改革の推進において幅広い分野でEBPMの強化が求められているが、これは当たり前のことで、その際の政策実施に関わる進捗管理である第1階層、それとともに政策がもたらす社会経済に対する広い意味での第2階層の効果を、データで評価できる枠組みの整備を加速することが求められると考える。その中で、地方創生推進交付金、従来からあったものであり、やはり経済社会のデジタル化が今より進んでいない時代に、先行して効果検証の枠組みが整備された経緯があるが、ここにおけるEBPMは従来のやり方に縛られることなく、新しく入手可能になったデジタルデータや、先ほど別の委員からも話があったような行政のDXの進行に伴って利用可能になった行政記録情報などを次代に活用できるよう、不断のアップデートを行なって、その枠組みの見直しをすることが必要である。これは、地方創生臨時交付金も含め、交付金のEBPMというアクションを通じて、自治体におけるEBPM、ワイズスペンディングに関する意識の向上を目指すことが必要である。

先ほどのスマートシティの分野に少し関係した部分で、政策の効果検証において、施策の実施や直接的な政策効果、狭義の効果にとどまらず、その経済効果、生産性向上・産業の再編・ビジネスモデルの変革が経済成長に及ぼす影響・効果、例えば不動産IDの話が社会資本のスマートシティに出ているが、実装によって物流や保険、金融などの分野における生産性が向上し、それがマクロ経済にプラスの影響を及ぼす効果が期待される。それを評価する視点を持って、いわば一体改革というものと成長戦略というものはばらばらではなく連携すべきである。

データに関して言うと、既存の見方に縛られず、マイナンバーの普及がここまで進んでいるので、それによって連携が可能になる。複数の省庁にまたがるデータの利活用拡大、それから幅広い分野でのEBPM強化に生かす枠組みを整備することが、そろそろ検討されてもいいのではないかと。それから、評価については、インパクトやwell-beingが取り上げられているが、こういったものの評価に向けての枠組みの整備をそろそろ始めていくべきではないか。一言で言うと、従来、始めた頃はどちらかというと守りのEBPMというところがあったが、そろそろ攻めのEBPMへと転換を図るべきであると私は考えていて、そういったものがエビデンス整備プランに裏打ちをされて先に進むという方向が、出てくることが期待される。

○中空委員 EBPMは大変重要であり、どんどん推進すべきだが、先ほど伊藤委員からも指摘があったように、金額が小さいものと大きいものが交ざっているというコミングリング・リスクがあり、財政へのインパクトが分からなくなってしまう。一つ一つ取り組んでいる方は必死になってしまうが、一歩引いて、財政全体に対する効果が分かるようにしてほしい。そうすれば、現在の取組の程度に対して、効果の大きさや達成できていないこと、スタックの状況といったことが分かってくるため、こうしたEBPMの取組について、どのように情報を開示するとより分かりやすくなるかということも踏まえて、進めていた

だきたい。

そういう意味ではあらゆることにおいてデータ整備が必要であるが、GXにおいても、例えば生物多様性など、様々な新しいデータが必要になる。データを整備する中で実情を把握するために何でもお金を掛けることができれば一番良いが、それはできない。基本的には一番必要としている人は誰かを特定する必要がある、データセットの平仄を合わせたEBPMの在り方が示されれば、そうした流れができてくるのではないか。

○松田委員 医療扶助は、基本的に生活保護の一番の原因としては病気が多いわけだが、そうすると、どのような方が病気になったときに、生活保護になっていくのかといった時系列の分析が必要であると思っている。そういう意味で、先ほど伊藤委員がおっしゃっていたように、レセプトデータとつないで時系列で、所得状況はどのような人、雇用状況はどのような人が、どのような病気にかかって生活保護を受けるようになるかといった分析を行い、予防の観点から何か考えていただくことが必要ではないか。いわゆるハイリスクグループの把握である。

もう一つ、現場で見ていると、生活保護の場合には家族集積性が少しある。どうしても、勤労世帯の方でお父さん、お母さんが生活保護になってしまって、子供も貧困状態に陥って、生活保護になっていくことがあるので、こども政策の観点からもこの辺の予防に関する指標を検討していただきたい。

これに関連して、介護の分析をしているが、介護も低所得者層の人たちが多く施設介護を使う現状が起こっていて、しかも、それは女性高齢者に多いことが分かっている。これも、予防の観点からハイリスクグループを把握し、どのようなアプローチをするか、そうした観点でKPIを考えていただきたい。

○西内委員 全体的には非常にポジティブで、去年と比べても様々な領域での検証が進んでいて素晴らしいと思う一方で、医療や教育に関してはかなり明確なエビデンスが出てきているところと、まだKPIが整理しきれないところで、意外と領域に濃淡がある。いろいろな会議体で進めていると思うが、もしそこがどうしても進みが悪いということであれば、このEBPMアドバイザーボードの分科会のような形で先生方の知恵を借りるなどすると、1年経っても具体的にどのようなアウトカムに影響があるのかが整理できないところが、進むのではないかと個人的に思う。

もう一つ、進捗があった医療や教育も、先ほど他の委員もおっしゃっていたが、アウトカムが何%削減など、お金が何%効率化といった話は着々と出てきてはいるが、今度、それが仮に日本全体にうまく普及されたときに財政上のインパクトとして幾らなのか、元々考えているアウトカムで、どの程度のボリュームの社会課題に対してどの程度解決し得るのかといったことについても、これほど整理が進んでいるのであれば、完璧でないにしてもある程度の目安で推計ができると、どの程度予算をかけて重点的に行うといいのか、そ

れともこれはこれですごく大事であるが、優先順位としてはそれほど大きなインパクトではないのか、といった話も出てくるのではないか。

特に、先ほどの特定健診で効果が、例えば腹囲の2センチや体重2キログラムというのは医療費で換算してどれほどの金額か、あるいは平均余命といった話についてどれほどのインパクトか、これだけ手間がかかっている割にはそれほどインパクトがないといった議論になるかもしれない。そのようなところが区別されないままエビデンスの質を上げ続けていくのは、ここまで進んだからこそ、重点の置き方は考えてもいいタイミングではないか。

○中室委員 医療や教育に関する分析結果はしっかりと分析をしている点は評価できるが、しっかりとした因果推論に基づいて因果関係を明らかにしたような海外の研究の結果とは、少し異なる部分があると思う。そうしたときに、西内委員が指摘された分析の質も、しっかり見ていかなければいけない。

もう一つは、どの程度中立性が担保されているかも非常に重要。分析者が誰かということによって、このような結果が出てほしいということが確実にあって、その方向にバイアスがかかっていないかのチェックはどうしても必要であると思う。特に海外の結果と全然違う場合、それがなぜかという踏み込んだ分析は必要かと思うので、先ほどの西内委員のおっしゃったような効果の問題、エビデンスの質の問題、それから中立性の問題などは簡単にチェックできるようになっていると望ましい。

○内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局） 資料2の132ページ、上の1ポツのKPIの関係のデータということで、KPIの設定に当たり参考となる政府統計やe-Stat等の情報をガイドラインという形で示しているところである。それから下に書いてるように、KPIの達成状況やデータ及びデータベースの活用状況等について調査をした上で、第三者の外部有識者委員会で様々な分析・検討をしていただいている。これについて、考え方次第であるが、データの活用については、やはり地域の実情が様々である。あるいは、自治体の様々な判断の下にどのようなデータが必要かという要素もあると思うので、国が一律に示していく、あるいは強制していくものではなく、基本的には地方公共団体の判断で進めてもらうことを考えている。これまでのデータを活用した効果検証の枠組み自体は一定の効果が見られると考えていて、引き続き維持していくことが重要であると考えている。

一方で、データ及びデータベースの活用等については、委員の意見も踏まえつつ、引き続き先ほど申し上げた第三者委員会、有識者委員会における効果検証の中で、どのような状況かも含めて、引き続き検討あるいは検証をしていきたいと思う。

○内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局） 赤井委員から、デジタル田園都市国

家構想との関係の整理について、指摘をいただいたところである。スマートシティのKPIに関してもどのようなことができるのか、今後検討していきたいと思うので、引き続き指導いただきたいと思う。

○事務局 経済・財政一体改革のエビデンス整備プランの改定案については、本日いただいた意見を踏まえて必要な修正を行った上で取りまとめ、次回の経済財政一体改革推進委員会に報告させていただきたいと思う。

また、次回の経済・財政一体改革推進委員会に向けては、今年度から政府内で行政事業レビューにEBPMの内容を盛り込んでいく方針が出されているところであるので、これを踏まえて、本委員会の役割、評価すべき部分と役割分担すべき部分を整理して、次回の経済・財政一体改革推進委員会で報告させていただきたい。

○星主査 EBPMアドバイザリーボードで、2年少し前からいろいろ取り組んできている。目標にしたのはEBPMのカルチャーを関連省庁で育てていくことだった。最後に西内委員や中室委員が指摘されたように、いろいろ濃淡もあり、課題もあるわけだが、始めた頃に比べると、エビデンス整備プランを策定し、アップデートしていく作業を通じて、EBPMのカルチャーがいろいろなところで育ってきたのではないかと、思う。どのようにKPIを設定して、どういったデータを収集するのが必要で、どういった分析をするのかといったことに関して、理解が深まったと思うし、大きな前進が見られたと思う。これから、今まで扱っていた分野に加えて、防衛・GX・こども政策も加わるが、そうしたところでも同じような発展を期待したい。今年は、今まで進めてきたことの最終年度ということで、今まで進めてきた取組の更なる前進に加えて、それ以上のところもこれから進めていくべきことはあるのかと思う。

一つ感心したのは、赤井委員がおっしゃったことの一つで、守りから攻めのEBPMというところ。今までは政策が無駄なことをしたわけではないとか、効果がしっかりと現れてきたことを示すためにどうするか、どのようなデータを使えばいいか、どういった分析を使えばいいか、といったことを検討してきたわけだが、これからはこうした分析の結果を政策の改善に結びつけていくような、あるいは新しく良い政策をつくっていくような、そうした攻めのEBPMに変わっていくべき時ではないかと思う。その時に、今まで少し不足していてこれから必要と思われるのは、既に存在するエビデンスの整理で、これは日本に限らず、松田委員も指摘されたような他国の例をまず押さえておく作業が、これから政策の改善に結びつくような攻めのEBPMを考える時に、今まで以上に重要視されると思う。

最後に、これは中空委員、伊藤委員が特に強調されたことで、財政規律との関係、ワイズスペンディングについて。ワイズスペンディングのためのEBPMと言われることも多いが、ワイズスペンディングというのが実はノースペンディングであるかもしれない。全

ての政策について、財政へのインパクトを考えて、それでも効果が見られるのか、そういったところを検証していく必要があると思う。例えばこども政策のツケが子供に回って、子供が払わなければいけないということでは本末転倒であるので、そうした財政規律との関係は今まで以上に注視していく必要がある。